

全国の大学で7.8%を取り戻す動きが！

3つの組合が賃金返還を求めて提訴

11月27日、全国大学高専教職員組合、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合が、今回の賃金引き下げを不当として、それぞれ独立行政法人国立高等専門学校機構（高専機構）、高エネルギー加速器研究機構法人（高エネ研）、福岡教育大学法人を相手取り、減額分の支払いを求める不払い賃金請求訴訟を提訴しました。このうち、248名が原告となった対高専機構裁判の訴状は、冒頭「本件紛争の意義」として以下のように述べています。

被告（高専機構：引用者注）は、減額の理由を、政府からあった「運営費交付金を減額するので人件費を削減してくれ」との要請に求めたが、要請の趣旨にあった運営費交付金は現実に減額されていない。運営費交付金の減額の理由とされた「東日本大震災復興予算確保のため」は、現実に東日本大震災の復興に充てられていない実態も明らかになった。

また何より、被告は、独立の行政法人として、…その職員の労働条件を守るための努力を行っていない。…

人が働く、そのことの対価としての賃金が、労働契約をもって使用者が支払いを約束した賃金が、このような杜撰なやり方で一方的に奪われて良いのか。

…

本件で問われるのはこの点である。

高エネ研の原告代表は、記者会見で、東日本大震災で加速器などが被害を受け、機能回復に職員が全力を尽くしたことに、賃下げ強行で報いるなどまったく不当でこれに対して提訴したと述べました。

福岡教育大の原告代表は、この訴訟は大学の本来の姿と、運営の自主性を回復させるための内側からの大学改革であると、その意義を述べています。

そもその発端となった国家公務員の給与臨時特例措置法自体に対して、これを違憲とする訴訟が起こされていますし、さらに他の大学教職員組合でも提訴の準備が進められているところがあります。

同じ国立大学でもこんなに違う

7.8%賃下げは、全国の大学で一律に行われたわけではありません。組合の要求に対して、大学の判断で削減率を圧縮したところもあります。

月給について

東京大学→（4.31%～1.05%）に圧縮

京都大学→（4.35%～1.00%）に圧縮

山梨大学→（5.77%～0.77%）に圧縮

岡山大学→（6%、4%、2%）に圧縮

新潟大学→（6.77%、4.77%、1.77%）に圧縮

愛知教育大学→（6.77%～2.77%）に圧縮

島根大学→（7.65%、6.08%、3.73%）に圧縮

ボーナスについて

一橋大学、名古屋大学、名古屋工業大学→削減なし

岡山大学→5%削減に圧縮

山梨大学→5.77%削減に圧縮

愛媛大学→5.862%削減に圧縮

大学の判断でこういうことはできるのです。それが法人制度というものです。



東北大学職員組合は

本年度の運営費交付金が削減されないことを受けて、理事会に対して、12月期のボーナスを削減しないよう団体交渉を申し入れましたが、理事会はこれに応じませんでした（団体交渉拒否は不当労働行為です）。組合は引き続き、給与削減を撤回し、既に削減された金額についても年度末までには支給することを要求します。皆様からの声を、ぜひ組合にお届けください。

東北大学職員組合

東北大学職員組合ホームページ <http://tohokudai-kumiai.org/>

〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1 022(227)8888、学内線：片平5029、3349

Email: info@tohokudai-kumiai.org